



千葉県内の農業者
のみなさまへ

JAとうかつ中央組合員様向け



<申込期限>

春肥: R5/6/20締切

肥料価格高騰対策(春肥)のご案内

化学肥料の低減に向けて取り組む農業者※の皆様の肥料費を支援します。※農産物の販売実績があること



支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料であり、令和5年の春肥として使用する肥料が対象です。

※ 購入時期が期間内でも、春肥として使用しないものは対象外です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**9割(国7割+県2割)**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \div \text{使用量低減率} \right) \right) \times 0.9$$

(春肥1.4 ※秋肥と同率です。)

申請に必要なもの

次の2つがあれば申し込みできます。

- ① **化学肥料低減計画書**(化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと)
(中のページのチェックシートで申告していただきます。
秋肥申請時に春肥申請分を併せてご提出済みの方は、再度のご提出は不要です。)
- ② 令和5年春肥(令和4年11月～令和5年5月)として注文・購入した実績があること
(肥料の種類、数量、購入費がわかるものを**JAで準備**します)

(②についてはJAで準備し申請しますので提出は不要ですが、書類の保存が必要です。
また、領収書等の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。)

中のページに申請書類があります

申請方法

JAとうかつ中央へ、きりとり線より右側をご提出ください。

- ①化学肥料低減計画書
- ②支援金振込口座…当JA以外の口座をご指定の場合、振込手数料を支援金より控除の上、お支払いします。

スケジュール

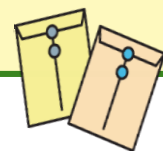
今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年春肥
申込期限

令和5年6月20日(火) までにJAへ書類提出
支援金支払いは、採択後順次行う予定です。

- ※JA以外の申込期限等につきましては、肥料を購入した店舗にご確認ください。
- ※秋肥申請分につきましては現在国による審査中です。
支援金支払いは、採択後順次行う予定です。

申込先



- ・肥料を購入した店舗(JA、肥料販売店、ホームセンター等)にそれぞれ申込みをお願いします。
- ・申請方法や支援金の受け取り方法については、肥料を購入した店舗にご確認ください。

注意事項

- ・JAとうかつ中央「JA肥料担い手対策・肥料価格対策助成金」との重複受給はできません。予めご了承ください。
- ・今後、肥料低減の取組に関する記録(土壌診断結果、施肥設計書、作業日誌、購入肥料の伝票、作業時の写真等)の保管・提出をしてください。
- ・令和6年度以降、肥料低減の取組状況の現地確認が行われる場合があります。



今回は春肥のみ申請できます。
(秋肥の申請は終了しました。)

<記入例>

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

2. 「令和4年度」は令和5年度の取組には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は「取組 従来の取組の強化・拡大」(◎)で記入)を含むようにしてください。

②多品目栽培で、半分以上を占める作物がない場合は、作付面積上位の2品目を記入してください。それ以外の品目の作付面積は「その他」にまとめてください。

前年度までの 取組	令和4年度又は 令和5年度の取組
○	○
○	◎

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、
取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

私は、以下の内容について誓約・同意します。



- 1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合は、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限り。

金融機関名 ☐とうかつ中央農業協同組合

□他金融機関名

支店名 支店

当JA以外の口座をご指定の場合、振込手数料を支援金より控除の上、お支払いします。

口座番号 口座名義力ナ

IA受付者印

Q&A



問 い

答 え



①

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていただければ支援対象となります。

②

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

③

化学肥料しか支援対象になりませんか。

- ・ 化学肥料以外にも有機質肥料や堆肥などの特殊肥料が支援対象となります。

※肥料袋に「〇〇保証票」と表示がある化学肥料や有機質肥料、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」がある堆肥等が対象になります。堆肥の表示がない場合は、特殊肥料生産届出の有無を堆肥生産者に確認してください。

④

どこに申し込めばよいですか。

- ・ 原則、**肥料を購入したJA・肥料販売店それぞれに**申込みをお願いします。
- ・ 肥料を購入したJAや販売店にご相談ください。
- ・ 購入した店舗で対応いただけない場合は、**市町村農業再生協議会等**にご相談ください。

問合せ先

JAとうかつ中央 農業振興課

TEL:047-701-5310/FAX:047-701-8205

メール:noushin@ja-toukatsuchuou.or.jp

(令和5年4月30日現在)

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注:該当欄に○

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、以下の内容について誓約・同意します。

☐

1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。

3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。

4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。